

東北医科薬科大学大学院学則

昭和 37 年 4 月 1 日 制定

改正	昭和 39 年 4 月 1 日	昭和 44 年 4 月 1 日
	昭和 50 年 4 月 1 日	昭和 52 年 4 月 1 日
	昭和 55 年 4 月 1 日	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 3 年 4 月 1 日	平成 3 年 12 月 1 日
	平成 4 年 4 月 1 日	平成 5 年 4 月 1 日
	平成 6 年 4 月 1 日	平成 7 年 4 月 1 日
	平成 9 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日
	平成 12 年 4 月 1 日	平成 14 年 4 月 1 日
	平成 15 年 4 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日
	平成 17 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 24 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日
	令和 3 年 5 月 22 日	令和 3 年 10 月 21 日
	令和 5 年 4 月 1 日	

第 1 章 総則

(設置)

第 1 条 東北医科薬科大学に、大学院を置く。

(目的)

第 2 条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第 3 条 本大学院は、その教育研究の水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、これらを実施するため自己点検・評価委員会を設置するものとする。

3 自己点検・評価規程及び自己点検・評価委員会規程は、別に定める。

4 本大学院は、第 1 項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 4 条 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(情報の積極的な提供)

第5条 本大学院は、その教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(組織)

第6条 本大学院に、医学研究科医学専攻博士課程並びに薬学研究科薬科学専攻博士課程及び薬学研究科薬学専攻博士課程を置く。

(課程)

第7条 医学研究科医学専攻博士課程は、標準修業年限4年の医学を履修する課程とする。

2 薬学研究科薬科学専攻博士課程は、標準修業年限を5年とし、前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し、前期課程は、修士課程として取り扱う。

3 薬学研究科薬学専攻博士課程は、標準修業年限4年の薬学を履修する課程とする。

4 前1から3項の規定にかかわらず、学生から、本人の就業、育児、介護等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨の申し出があるときは、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

5 前項に規定する長期履修については、別に定める。

(教育研究上の目的)

第8条 医学研究科医学専攻博士課程においては、地域社会と共に生きる豊かな人間性と高い倫理観を備えつつ、高度な専門的視野と論理的思考能力を持って医学・生命科学を発展させ、持続可能な地域社会の構築に貢献する強い使命感を持った人材を育成することを主たる目的とする。

2 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程においては、創薬科学などの生命科学を中心とする専門分野の研究の遂行に必要な基本知識と技術を修得させ、研究者などの多様な人材を養成することを主たる目的とする。

3 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程においては、創薬科学などの生命科学を中心とする専門分野について、高度の研究能力及び豊かな学識を養い、国民の健康及び福祉の発展に貢献できる研究者などの多様な人材を育成することを主たる目的とする。

4 薬学研究科薬学専攻博士課程においては、医療薬学分野について、薬物治療に関する高度かつ先端的な知識と技術を有し、高度医療を支える薬剤師及び医療薬学分野で活躍する人材を育成することを主たる目的とする。

(在学年限)

第9条 在学年限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 医学研究科医学専攻博士課程は、8年を超えて在学することができない。
- (2) 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程は、4年を超えて在学することができない。
- (3) 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程は、6年を超えて在学することができない。

(4) 薬学研究科薬学専攻博士課程は、8年を超えて在学することができない。

(収容定員)

第10条 収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻名	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医学専攻	博士課程	10	40
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程 前期課程	20	40
		博士課程 後期課程	3	9
	薬学専攻	博士課程	3	12

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 定期休業日は、次のとおりとする。

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

春季休業 3月1日から4月5日まで

夏季休業 8月1日から9月15日まで

冬季休業 12月15日から翌年1月6日まで

- 2 定期休業日において、必要ある場合には、授業を行うことがある。
- 3 春季、夏季及び冬季の休業期間は、必要により変更することがある。
- 4 臨時休業は、そのつど定める。

第2章 教育・学科目・履修方法

(学科目単位及び履修方法)

第14条 本大学院の教育は、別表第1から第4に定める授業科目の授業及び学位論文等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 本大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。

4 本大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(指導教授)

第 15 条 研究科委員会は、学生の履修を指導するために、学生ごとに指導教授を定める。

(他の大学の大学院又は研究所等における指導)

第 16 条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

2 他の大学の大学院又は研究所等における指導を受ける場合の取扱いについては、別に定める。

(教育方法の特例)

第 17 条 教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修学科目の届出)

第 18 条 学生は、指導教授の指示によって履修しようとする学科目を、毎学年の初めに研究科長に届け出なければならない。

第 3 章 試験・課程修了

(単位修得の認定)

第 19 条 各科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行い、合格した者には所定の単位を与える。

2 成績は、秀、優、良、可、不可の順とし、可以上を合格、不可は不合格とする。

3 試験、単位修得の認定及び評価については、別に定める。

(他の研究科の授業科目の履修)

第 20 条 学生は、他研究科の授業を履修することができる。その場合、所属研究科長を経て当該研究科長の許可を得なければならない。

(学部の授業の履修)

第 21 条 学生は、所属研究科が教育上有益と認めるときは、学部の授業（学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。）を履修することができる。その場合、所属研究科長を経て学生が履修を希望する当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学院の授業科目の履修)

第 22 条 教育上有益と認めるときは、研究科委員会等の議を経て他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、研究科委員会等の議を経て、10 単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、当該大学院との協議により定めるもののほか、本大学院の当該研究科で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 23 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて 10 単位を超えないものとする。

3 前 2 項で修了の要件として認められた場合は、本大学院で代りの授業科目を履修することができる。

4 前 3 項については、別に定める。

（試験の時期）

第 24 条 科目試験は、授業の完了した科目について、学期末又は学年末に行う。ただし、病気、その他止むを得ない事由により試験を受けることができなかつた者には、追試験を行うことがある。

（課程修了）

第 25 条 課程の修了要件は、次の各号のとおりとする。

（1） 医学研究科医学専攻博士課程は、同課程に 4 年以上在学して、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間中に修了の要件を満たし、特に優れた研究業績をあげた者については、3 年以上在学すれば足りるものとする。

（2） 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程を修了しようとする者は、同課程に 2 年以上在学して、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

（3） 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程を修了するためには、同課程に 3 年以上在学して、28 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間中に修了の要件を満たし、特に優れた研究業績をあげた者については、2 年以上在学すれば足りるものとする。

（4） 薬学研究科薬学専攻博士課程を修了するためには、同課程に 4 年以上在学して、42 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間中に修了の要件を満たし、特に優れた研究業績をあげた者については、3 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項第 1 号ただし書、第 3 号ただし書及び第 4 号ただし書に規定する在学期間をもつての修了（以下「早期修了」という。）については、別に定める。

（学位論文）

第 26 条 修士学位論文は、当該専攻科目の専門分野における精深なる学識と研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を証左するに足るものでなければならない。

2 博士学位論文は、当該専攻科目の専門分野において、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及び従来の学術水準に新しい知見を加えて文化の発展に寄与するものに足るものでなければならない。

(論文の提出)

第27条 学位論文の提出は、次の各号のとおりとする。

(1) 第25条第1項第2号における修士学位論文は、1年以上在学し、当該2号で定める単位を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

(2) 第25条第1項第3号における博士学位論文は、2年以上在学し、当該3号で定める単位を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

(3) 第25条第1項第1号及び第4号における博士学位論文は、3年以上在学し、当該1号若しくは当該4号で定める単位を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 前項第3号の規定にかかわらず、第25条第1項第1号における博士学位論文は、同号ただし書の規定に基づき、2年以上在学して提出することができる。

3 修士学位論文は、研究科委員会が指示した期日までに提出しなければならない。

4 博士学位論文は、在学中に提出することを原則とする。

(最終試験)

第28条 最終試験は、次の各号に該当する者に対して行う。

(1) 医学研究科医学専攻博士課程にあつては、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて博士学位論文を提出した者

(2) 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程にあつては、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士学位論文を提出した者

(3) 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程にあつては、28単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて博士学位論文を提出した者

(4) 薬学研究科薬学専攻博士課程にあつては、42単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて博士学位論文を提出した者

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目について筆答又は口頭によって行う。

(課程修了の認定)

第29条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された審査委員が行い、合否は、審査委員の報告に基づいて研究科委員会が認定する。

第4章 学位

(学位授与)

第30条 第25条第1項各号に規定する課程の修了要件を満たした者には、大学院の課程を修了した者として、次のとおり学位を授与する。

- (1) 医学研究科医学専攻博士課程 博士（医学）
- (2) 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程 修士（薬科学）
- (3) 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程 博士（薬科学）
- (4) 薬学研究科薬学専攻博士課程 博士（薬学）

第5章 研究科委員会

第31条 本大学院の医学研究科及び薬学研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長及び研究科の教授をもって組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、他の教職員を加えることができる。
- 4 研究科委員会は、学長が定める次の事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 研究科の教員の選考に関する事項
- (2) 学位論文の審査及び学位授与に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (5) 学生の試験に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

5 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 6 本条に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 入学、再入学、進学、編入学、転入学、退学、除籍、復籍

(入学期)

第32条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第33条 医学研究科医学専攻博士課程及び薬学研究科薬学専攻博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、薬学研究科薬学専攻博士課程においては、薬剤師免許を有する者に限る。

- (1) 大学（医学、歯学、獣医学又は薬学のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする修業年限6年の学部又は学科に限る。）を卒業した者
- (2) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を授与された者
- (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

2 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者（外国において学校教育における15年の課程を修了した者を含む。）であつて、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

3 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を授与された者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度に

において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(出願手続)

第34条 入学を志願する者は、入学願書及びその他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(選考)

第35条 入学志願者に対しては、課程を修めるために必要な学力、人物及び身体について選考の上、合格者にその旨を通知する。

(再入学)

第36条 課程の中途において退学した者が同一課程に再入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上、許可することがある。

(進学)

第37条 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程を修了して引続き後期課程に進学することを願い出た者に対しては、別に定めるところにより選考の上、進学を許可する。

(編入学)

第38条 他の大学の大学院博士課程前期課程（又は修士課程）を修了した者が、薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程に編入学を願い出たときは、選考の上、編入学を許可する。

(転入学)

第39条 他の大学の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り選考の上、許可することがある。

2 前項の規定により転入学を志願する場合は、在学する研究科の長又は大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

(入学手続)

第40条 入学、再入学、編入学、転入学試験に合格した者は、指定の期日までに保証人を定め、誓約書、保証書及び所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。

(入学許可等)

第41条 学長は、前条に定める手続及び第48条の入学金の納付を完了した者に、入学を許可する。

2 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に列席しなければならない。

(休学)

第42条 休学しようとする者は、事由を詳記して保証人連署の願書を提出してその許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとするときは、医師の診断書を添えな

ければならない。

2 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

3 休学の期間は、休学を許可された日から、原則として、当該学期末又は当該年度末までとする。

(復学)

第43条 休学の事由がなくなったときは、復学を願い出て、その許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第44条 退学をしようとする者は、事由を詳記して保証人連署の願書を提出して、その許可を得なければならない。

2 他の大学に転学しようとするときも、前項の退学願を提出してその許可を得なければならない。

(除籍)

第45条 次の各号に該当するときは、除籍する。

(1) 疾病その他の事故により、成業の見込がないと認められる者

(2) 第9条各号に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了できない者

(3) 授業料又は在籍料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(復籍)

第46条 前条第3号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、研究科委員会の議を経て学長が許可することがある。

第7章 入学検定料、入学金、授業料、在籍料

(入学検定料)

第47条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて別表第5に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第48条 入学、再入学、編入学又は転入学試験に合格した者は、所定の期日までに別表第5に定める入学金を納付しなければならない。

(授業料)

第49条 授業料は、別表第5に定め、次の2期に分けて徴収する。

第1期 4月1日から5月31日まで

第2期 10月1日から11月30日まで

2 休学期間が学期の全期間にわたる場合は、その学期の授業料は免除する。ただし、別表第5に定める在籍料を納入しなければならない。

(納付金の返付)

第50条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、返付しない。

第8章 外国人留学生、科目等履修生、研究員、特別研究学生

(外国人留学生)

第51条 外国人で入学、転入学を志願する者があるときは、学力検定のうえ、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の授業科目、単位数及び履修方法は、第14条に定めるとおりとする。

3 外国からの留学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生等に関する学則上の取扱い)

第52条 外国人留学生の取扱いについては、別に定める規程によるほかは、本学則の規定を準用する。

(科目等履修生)

第53条 本学大学院学生以外の者で、本学大学院において開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者がある場合には、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生としてその入学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生規程は別に定める。

(研究員)

第54条 本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者がある場合には、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、大学院研究員として入学を許可することができる。

2 大学院研究員規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第55条 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、本学の大学院において研究指導を願い出る者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、特別研究学生として受け入れを許可することができる。

2 特別研究学生に関する取扱いは、別に定める。

第9章 懲戒

(懲戒)

第56条 学則に違反した者及び学生の本分に反する行為のあった者は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒に処する。

2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学の4種とする。

3 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に科す。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく引続き1年以上欠席した者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 雑則

(改廃)

第57条 この学則の改廃は、研究科委員会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則

- 1 この学則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 この学則に定めるもののほか、本研究科学生に関し必要な事項は大学学則の規定を準用する。

附 則（昭和39年4月1日）

- 1 この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日）

- 1 この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日）

- 1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日）

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日）

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月1日）

- 1 本学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第35条の2の規定は、平成6年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（平成7年4月1日）

- 1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日）

- 1 本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 1 日）

- 1 本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日）

- 1 本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日）

- 1 本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日）

- 1 本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日）

- 1 本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日）

- 1 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日）

- 1 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日）

1 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年 3 月 31 日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

1 本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

2 平成 24 年 3 月 31 日に本研究科大学院修士課程に在籍している者については、第 27 条中、前期課程とあるのは修士課程と読み替える。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

- 1 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（令和 3 年 5 月 22 日）

1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年 3 月 31 日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（令和 3 年 10 月 21 日）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 第39条第2項の規定は、令和4年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（令和5年4月1日）

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

2 この学則に定めるもののほか、本大学院の学生に関し必要な事項は、東北医科薬科大学学則を準用する。

別表第1（医学研究科医学専攻博士課程）

別表第2（薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程）

別表第3（薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程）

別表第4（薬学研究科薬学専攻博士課程）

別表第5（納付金一覧表）

別表第1

(医学研究科医学専攻 博士課程)

学 科 課 程 表

専門課程	授 業 科 目			講義その他の 区 分	単位数	必修	選択		
医学研究科 (医学専攻)	共通科目			生命倫理・研究倫理概論	講義	2	○		
				研究方法概論	講義	1	○		
				医学統計学・医学統計演習	演習	1	○		
				医学英語	講義	1	○		
				地域医学総論	講義	2	○		
				地域医学各論	講義	1		○	
				橋渡し研究・臨床試験各論	〃	1		○	
	専門科目			基礎 医学領域	細胞生物学特論	講義	2		○
					組織解剖学特論	〃	2		○
					生理学特論	〃	2		○
					神経科学特論	〃	2		○
					薬理学特論	〃	2		○
					病理学特論	〃	2		○
					医学化学特論	〃	2		○
					微生物学特論	〃	2		○
					免疫学特論	〃	2		○
					放射線基礎医学特論	〃	2		○
				臨床 医学領域	循環器内科学特論	講義	2		○
					呼吸器内科学特論	〃	2		○
					消化器内科学特論	〃	2		○
					糖尿病代謝内科学特論	〃	2		○
					腎臓内分泌内科学特論	〃	2		○
					血液学特論	〃	2		○
					臨床免疫学特論	〃	2		○
					脳神経内科学特論	〃	2		○
					腫瘍内科学特論	〃	2		○
					精神科学特論	〃	2		○
					小児科学特論	〃	2		○
	肝胆膵外科学特論	〃	2			○			
	消化器外科学特論	〃	2			○			
	呼吸器外科学特論	〃	2			○			
	乳腺・内分泌外科学特論	〃	2			○			
	心臓血管外科学特論	〃	2			○			
	脳神経外科学特論	〃	2			○			
	皮膚科学特論	〃	2			○			
	耳鼻咽喉科学特論	〃	2		○				
	産婦人科学特論	〃	2		○				
	泌尿器科学特論	〃	2		○				
	形成外科学特論	〃	2		○				
	放射線医学特論	〃	2		○				
	臨床検査医学特論	〃	2		○				
	免疫アレルギー病態学特論	〃	2		○				
社会地域 医学領域			地域医療管理学特論	講義	2		○		
			疫学特論	〃	2		○		
			法医学特論	〃	2		○		
			地域医療学特論	〃	2		○		
			整形外科学特論	〃	2		○		
			リハビリテーション学特論	〃	2		○		
感染症学特論	〃	2		○					
腫瘍疫学特論	〃	2		○					
演習科目			基礎医学演習	演習	2		○		
			臨床医学演習	演習	2		○		
			社会地域医学演習	演習	2		○		
特別研究科目			特別研究 I	実験・実習	4	○			
			特別研究 II	実験・実習	4	○			
			特別研究 III	実験・実習	4	○			
			特別研究 IV	実験・実習	4	○			
備考	<p>下記の科目により合計 30 単位以上を修得しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通科目：必修 5 科目 7 単位と選択必修 1 科目 1 単位を含み 6 科目 8 単位以上 ・特論科目：主として専攻する領域の 1 科目 2 単位（主科目）と主として専攻する領域及び他の領域の 1 科目 2 単位（副科目）以上を含み 2 科目 4 単位以上 ・演習科目：特論科目（主科目）と同一領域の 1 科目 2 単位を含み 1 科目 2 単位以上 ・特別研究科目：必修 4 科目 16 単位 								

別表第2

(薬学研究科薬科学専攻 博士課程前期課程)

学 科 課 程 表

専門課程	授 業 科 目	講義その他の区分	単位数
薬学研究科 (薬科学専攻)	創 薬 化 学 特 論	講 義	1
	薬 品 合 成 化 学 特 論	〃	1
	分 子 創 薬 学 特 論	〃	1
	医 薬 品 化 学 特 論	〃	1
	薬 品 分 析 学 特 論	〃	1
	分 子 構 造 解 析 学 特 論	〃	1
	天 然 物 化 学 特 論	〃	1
	生 薬 学 特 論	〃	1
	放 射 薬 品 学 特 論	〃	1
	薬 理 学 特 論	〃	1
	機 能 形 態 学 特 論	〃	1
	機 能 病 態 分 子 学 特 論	〃	1
	細 胞 制 御 学 特 論	〃	1
	生 体 膜 情 報 学 特 論	〃	1
	分 子 生 物 学 特 論	〃	1
	生 化 学 特 論	〃	1
	感 染 生 体 防 御 学 特 論	〃	1
	環 境 衛 生 学 特 論	〃	1
	病 原 微 生 物 ・ 化 学 療 法 学 特 論	〃	1
	薬 品 物 理 化 学 特 論	〃	1
医 薬 品 情 報 科 学 特 論	〃	1	
※ 演 習 ゼ ミ ナ ー ル	演 習	4	
※ 課 題 研 究	実 験	16	
備 考	※印は必修、特論講義は10単位以上（但し創薬科学コース、生命科学コース別に、それぞれの専門コースの講義を5単位以上含むこと）、演習ゼミナール4単位、課題研究16単位あわせて30単位以上を修得しなければならない。		

別表第3

(薬学研究科薬科学専攻 博士課程後期課程)

学 科 課 程 表

(生命科学コース)

専門課程	授 業 科 目	1年次	2年次	3年次	合 計
薬学研究科 (薬科学専攻)	生命科学特別演習Ⅰ	4			4
	生命科学特別演習Ⅱ		4		4
	生命科学特別研究	20			20
	合 計				28

(創薬科学コース)

専門課程	授 業 科 目	1年次	2年次	3年次	合 計
薬学研究科 (薬科学専攻)	創薬科学特別演習Ⅰ	4			4
	創薬科学特別演習Ⅱ		4		4
	創薬科学特別研究	20			20
	合 計				28

※所属する専攻の特別演習Ⅰ（4単位）、Ⅱ（4単位）及び特別研究（20単位）の28単位（選択必修）を修得しなければならない。

別表第4

(薬学研究科薬学専攻 博士課程)

学 科 課 程 表

専門課程	授 業 科 目	講義その他の 区 分	単位数	必修	選択
薬学研究科 (薬学専攻)	症 候 学 特 論	講義・演習	1	○	
	臨 床 薬 理 学 特 論	講 義	1		○
	臨 床 薬 物 動 態 学 特 論	〃	1		○
	実 践 薬 物 治 療 学 特 論	〃	1		○
	医 薬 品 情 報 科 学 特 論	〃	1		○
	自 然 免 疫 特 論	〃	1		○
	臨 床 分 析 学 特 論	〃	1		○
	放 射 薬 学 特 論	〃	1		○
	臨 床 生 化 学 特 論	〃	1		○
	機 能 病 態 分 子 学 特 論	〃	1		○
	天 然 物 医 薬 品 化 学 特 論	〃	1		○
	医 薬 品 創 製 学 特 論	〃	1		○
	医 薬 品 合 成 化 学 特 論	〃	1		○
	微 生 物 学 特 論	〃	1		○
	応 用 細 胞 情 報 学 特 論	〃	1		○
	生 薬 学 特 論	〃	1		○
	臨 床 細 胞 制 御 学 特 論	〃	1		○
	ゲ ノ ム 医 学 特 論	〃	1		○
	分 子 医 薬 化 学 特 論	〃	1		○
	薬 品 物 理 化 学 特 論	〃	1		○
	臨 床 薬 学 研 修 I	研 修	5	○	
臨 床 薬 学 研 修 II	研 修	4		○	
演 習 ゼ ミ ナ ー ル I	演 習	4		○	
演 習 ゼ ミ ナ ー ル II	演 習	4	○		
演 習 ゼ ミ ナ ー ル III	演 習	4	○		
課 題 研 究	実 験	20	○		
備 考	症候学特論（1単位）と臨床薬学研修Ⅰ（5単位）を必修、臨床薬学研修Ⅱ（4単位）と演習ゼミナールⅠ（4単位）を選択必修とし、これに加え選択科目の特論講義4単位以上と演習ゼミナールⅡ（4単位）およびⅢ（4単位）、課題研究20単位（選択必修）あわせて42単位以上を修得しなければならない。				

別表第5

納付金一覧表

	医学研究科 医学専攻博士課程	薬学研究科 薬科学専攻博士課程 前期課程	薬学研究科 薬科学専攻博士課程 後期課程	薬学研究科 薬学専攻博士課程	科目等履修生	研究員
入学検定料	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円		
入学金	200,000円	200,000円 (100,000円)	200,000円 (100,000円)	200,000円 (100,000円)	10,000円	200,000円 (100,000円)
授業料	400,000円	400,000円 (200,000円)	400,000円 (200,000円)	400,000円 (200,000円)	1単位当 20,000円	830,000円
休学者在籍料	60,000円 (半期)	60,000円 (半期)	60,000円 (半期)	60,000円 (半期)		

※備考

- 1 入学金についての（ ）内は、本学卒業者の納付額とする。ただし、薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程、薬学研究科薬学専攻博士課程及び大学院研究員の入学金については、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程修了者は免除する。
- 2 授業料の（ ）内は、本学職員が社会人入学したときの納付額とする。ただし、減免申請があった場合に限る。

大学院研究科委員会規程（案）

昭和 37 年 4 月 1 日 制定

改正 昭和 63 年 3 月 1 日 平成 19 年 4 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日 平成 28 年 4 月 1 日
令和 5 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条 この規程は、東北医科薬科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 31 条第 6 項及び学校法人東北医科薬科大学組織規程第 9 条第 6 項に基づき、研究科委員会の議事手続き及びその他研究科委員会の運営について定めるものとする。

（組織）

第 2 条 研究科委員会は、研究科長及び研究科の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、研究科委員会の議を経て、次の者を加えることができる。

- (1) 当該研究科の授業を担当する教授のうち、他の研究科に所属する者
- (2) 当該研究科に所属する准教授又は専任の講師若しくは助教
- (3) その他、学長が必要と認める者

（会議の招集）

第 3 条 研究科委員会は研究科長が招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故あるときは、あらかじめ委員会において互選した教授がその職務を代行する。

（研究科委員会の成立及び議決）

第 4 条 研究科委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

（議事録）

第 5 条 研究科長は議事録を作成し、研究科委員会でその承認を得なければならない。

2 議事録の作成及び保管は、事務局がその掌に当るものとする。

（その他）

第 6 条 この規程の施行に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

（規程の改廃）

第 7 条 この規程の改廃は、研究科委員会の発議により、大学運営会議の意見を徴して、理事会において決定する。

附 則

本規程は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 1 日）

本規程は、昭和 63 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日）

本規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日）

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、従前の大学院薬学研究科委員会規程を一部改正補則し、大学院研究科委員会規程としたものである。